

令和5年度ます花壇制作事業実施要領

北区土木部維持管理課

1. 事業の目的

歩道美化の一環として、街路樹の植樹ます及び植樹帯に、市民と市が協働で花壇を制作することにより、道路景観に彩りを添え、花と緑のまちづくりを推進することを目的としています。

2. 助成内容・対象等

- ・市が花苗の一部を助成し、町内会等の団体に花を植えていただきます。
- ・花苗を植える場所は、札幌市が管理する市道・道道の歩道にある植樹ます・植樹帯です。
- ・最大助成数は、**植樹ます1箇所当たり8株、植樹帯1㎡当たり4株**です。
- ・町内会・学校・商店街・ボランティア団体等が対象です。

※植付前後の土おこし、施肥、水やり、除草等の作業を自ら行える団体に限ります。

3. 申込方法

次の書類を記入・作成し提出して下さい。

- (1) 令和5年度 ます花壇制作事業 申込書
- (2) 花苗の配達希望先の地図
- (3) 花を植える道路の地図（道路毎の、植樹ますの数・植樹帯の延長を記入）

4. 申込み受付期間 令和5年3月20日(月)～令和5年4月14日(金)

5. 花苗のお届け期間 令和5年5月8日(月)～令和5年6月3日(土)
※植栽予定日当日及び日曜日の花苗の配達は行いません。
植栽予定日前日までに受け取れるようにお申し込み下さい。

6. お届け可能な花の種類

- ・インパチェンス、キンギョソウ、サルビア、
ベゴニア、ペチュニア、マリーゴールド（計6種類）

7. 申込書の提出先

- ・北区土木部維持管理課公園緑化係（北区土木センター）
〒002-8012 札幌市北区太平12条2丁目1-7 電話771-4211 FAX772-3138
- ・各まちづくりセンター（鉄西、幌北、北、麻生、新川、新琴似、新琴似西、
屯田、太平百合が原、篠路、拓北・あいの里）

8. 注意事項

- ・この助成事業は町内会で花壇を制作するのに必要な花苗すべてを支給するものではなく、一部を助成する制度です。
- ・申込書の最大助成数の計算に基づき申請して下さい。最大助成株数を超えて申請されても最大助成数での助成となりますので、ご了承願います。
- ・花苗の配達先は1箇所にしてください。やむを得ない場合も2～3箇所に止めてください。
- ・お届け日及び時間についてはご希望に添えない場合があります。
- ・花苗のポット・トレイは、各申し込み団体で燃えるごみとして処分して下さい。
- ・車両や通行人等、周囲に注意して作業していただくようお願いいたします。

9. 参考資料

「植樹ます」は、歩道上にあり、街路樹1本毎に縁石で囲われた土の部分のことです（写真参照）。花苗助成株数は、植樹ます1箇所当たりの標準面積が2㎡程度なので、1箇所当たり8株となります。



植 樹 ます

「植樹帯」は、歩道上にあり、街路樹を複数本植えられる長さをもつ縁石で囲われた土の部分のことです（写真参照）。花苗助成株数は、1㎡あたり4株です。

土の部分の奥行（幅）と延長（長さ）を計測して、面積を算出願います。



植 樹 帯